

愛知県公立大学法人役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人(以下「法人」という。)の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については年俸、大学入学共通テスト監督等業務手当及び通勤手当とし、非常勤の役員については非常勤役員報酬及び通勤に要する費用とする。

(常勤の役員の年俸の額)

第3条 常勤の役員の年俸の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 理事長 19,211,000円

(2) 副理事長 17,923,000円

(3) 理事 14,132,000円以下において理事長が定める額

2 前項の規定による年俸の額は、愛知県公立大学法人評価委員会(愛知県公立大学法人評価委員会条例(平成18年愛知県条例第53号)により設置されたものをいう。)が行う業務の実績に関する評価、当該役員の実績等を総合的に勘案して、その額の100分の3の範囲内において、これを増額し、又は減額することができる。

(年俸の支給)

第4条 年度の途中で新たに常勤の役員となった者には、その日から年俸を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの年俸を支給する。

3 常勤の役員が死亡した場合には、その月の末日までの年俸を支給する。

4 年度の途中で、新たに常勤の役員となった者、退職した者及び解任された者の年俸は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該年度の総日数から土曜日、日曜日及び休日(愛知県公立大学法人教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第55号)第9条第2項に規定する休日をいう。)を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算し、これを支給する。

(常勤の役員の年俸の支給方法)

第5条 常勤の役員の年俸については、年俸の額を17で除して得られる額(以下「月払年俸額」という。)を毎月支給する。ただし、3月にあつては、年俸の額からその年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支給する。

2 6月及び12月においては、前項の月払年俸額とは別に、月払年俸額に100分の250を乗じて得られる額(以下「半期払年俸額」という。)を支給する。

3 理事長は、特に必要がある場合には、前2項に規定する支給方法を変更することができる。

4 年度の途中で新たに常勤の役員となった者の月払年俸額及び半期払年俸額については、理事長が別に定める。

(年俸の支給日)

第6条 月払年俸額については愛知県公立大学法人教職員給与規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第18号。以下「給与規程」という。）第8条第1項に規定する日に支給し、半期払年俸額については愛知県公立大学法人教職員期末勤勉手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第27）第24条第1項に規定する日に支給する。

(年俸の返還)

第7条 年度途中で退職し、又は解任された常勤の役員は、当該年度に現に支給された年俸の総額がこの規程により計算して得られる年俸の額を超える場合には、その超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

(通勤手当等)

第8条 常勤の役員の大学入試センター試験監督等業務手当及び通勤手当については、給与規程の適用を受ける教職員の例による。

(愛知県の職員から常勤の役員となった者の取扱い)

第9条 愛知県の職員（職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号。以下「給与条例」という。）第1条に規定する者をいう。以下同じ。）が、任命権者の要請に応じ、引き続いて法人の常勤の役員となるため退職手当を支給されずに愛知県を退職し、かつ、引き続いて法人の常勤の役員となった場合においては、第2条の規定にかかわらず、その者が愛知県の職員であったものとした場合に給与条例の規定により支給されることとなる給料及び手当を支給する。この場合において、当該給料及び手当の支給については、給与規程の適用を受ける教職員の例による。

(非常勤役員報酬等)

第10条 非常勤役員報酬の額は、日額37,000円とする。

2 非常勤役員の通勤に要する費用については、愛知県公立大学法人旅費規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第35号）の定めるところによる。

3 前2項に規定する非常勤役員報酬及び通勤に要する費用については、非常勤の役員が業務を執行した日の属する月の翌月における給与規程第8条第1項に規定する日に支給する。

(支払方法)

第11条 役員の報酬は、当該役員の指定する役員本人の預貯金口座への口座振替の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合及び役員が自ら控除を申し出たものがある場合には、それらの金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第12条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

〔沿革〕平成21年11月30日規程第6号改正

〔沿革〕平成22年11月29日規程第11号改正

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 法人成立の日の前日に愛知県立の大学の学長であった者で、法人成立の日に役員となったものに係る年俸の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日の前日に給与条例の規定により支給されていた給料及び手当（通勤手当を除く。）の額に相当する額とする。

附 則（追加（平成21年3月27日規程第15号））

- 3 前項の規定に該当する者の年俸の額は、同項の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、次に掲げる額とし、年度途中の改正であることに伴い、平成21年12月1日以降の月払年俸額及び半期払年俸額の支給方法に関しては、規程第5条第3項の規定を適用する。

17,924,337円

附 則（追加（平成22年3月29日規程第14号））

- 4 第2項の規定に該当する者の年俸の額は、同項の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間においては、次に掲げる額とし、年度途中の改正であることに伴い、平成22年12月1日以降の月払年俸額及び半期払年俸額の支給方法に関しては、規程第5条第3項の規定を適用する。

17,369,866円

附 則（追加（平成23年3月30日規程第14号））

- 5 第2項の規定に該当する者の年俸の額は、同項の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間においては、次に掲げる額とする。

17,488,280円

附 則（平成20年3月8日規程第68号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規程第15号）

〔沿革〕平成21年11月30日規程第6号改正

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（常勤の役員の年俸の額の特例）

- 2 常勤の役員の年俸の額は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とし、年度途中の改正であることに伴い、平成21年12月1日以降の月払年俸額及び半期払年俸額の支給方法に関しては、規程第5条第3項の規定を適用する。

(1) 理事長 18,288,884円

(2) 副理事長 17,052,281円

(3) 理事 13,452,091円以下において理事長が定める額

附 則 (平成21年5月29日規程第1号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日規程第6号)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規程第14号)

[沿革] 平成22年11月29日規程第11号改正

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(常勤の役員の年俸の額の特例)

2 常勤の役員の年俸の額は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とし、年度途中の改正であることに伴い、平成22年12月1日以降の月払年俸額及び半期払年俸額の支給方法に関しては、規程第5条第3項の規定を適用する。

(1) 理事長 17,915,328円

(2) 副理事長 16,715,015円

(3) 理事 13,178,651円以下において理事長が定める額

附 則 (平成22年11月29日規程第11号)

この規程は、平成22年12月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月30日規程第14号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(常勤の役員の年俸の額の特例)

2 常勤の役員の年俸の額は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 理事長 18,035,126円

(2) 副理事長 16,826,783円

(3) 理事 13,266,771円以下において理事長が定める額

附 則 (平成25年3月31日規程第9号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(常勤の役員の年俸の額の特例)

2 常勤の役員の年俸の額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 理事長 13,745,866円

(2) 副理事長 15,203,238円

(3) 理事 11,986,731円以下において理事長が定める額

附 則 (平成26年3月26日規程第3号)

〔沿革〕平成26年12月24日規程第10号改正

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(常勤の役員の年俸の額の特例)

2 常勤の役員の年俸の額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 理事長 14,483,995円

(2) 副理事長 15,779,400円

(3) 理事 12,441,000円以下において理事長が定める額

附 則 (平成26年12月24日規程第10号)

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月30日規程第17号)

〔沿革〕平成28年3月24日規程第11号改正

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(常勤の役員の年俸の額の特例)

2 常勤の役員の年俸の額は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 理事長 17,408,000円

(2) 副理事長 16,948,000円

(3) 理事 13,362,000円以下において理事長が定める額

附 則 (平成28年3月24日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月24日規程第11号)

〔沿革〕平成28年12月26日規程第6号改正

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(常勤の役員の年俸の額の特例)

2 常勤の役員の年俸の額は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 理事長 18,309,000円

(2) 副理事長 17,672,000円

(3) 理事 13,933,000円以下において理事長が定める額

附 則 (平成28年12月26日規程第6号)

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月22日規程第9号)

〔沿革〕平成29年12月27日規程第2号改正

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(常勤の役員の年俸の額の特例)
- 2 常勤の役員の年俸の額は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間
において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 理事長 18,507,000円
 - (2) 副理事長 17,860,000円
 - (3) 理事 14,081,000円以下において理事長が定める額

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月26日規程第6号)

[沿革] 平成31年2月20日規程第9号改正

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(常勤の役員の年俸の額の特例)
- 2 常勤の役員の年俸の額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間
において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 理事長 18,638,000円
 - (2) 副理事長 17,615,000円
 - (3) 理事 13,888,000円以下において理事長が定める額

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月22日規程第15号)

[沿革] 令和2年2月17日規程第19号改正

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
(理事長の年俸の額の特例)
- 2 常勤の役員の年俸の額は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間
において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - 18,969,000円

附 則 (令和2年2月17日規程第19号)

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年2月28日規程第22号)

[沿革] 令和2年12月1日規程第4号改正

[沿革] 令和3年3月25日規程第22号改正

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(理事長の年俸の額の特例)
- 2 常勤の役員の年俸の額は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間にお

いて、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

18,912,000円

附 則（令和2年12月1日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年11月30日規程第9号）

〔沿革〕令和4年3月8日規程第12号改正

1 この規程は、公布の日から施行する。

（理事長の年俸の額の特例）

2 理事長の年俸の額は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

18,747,000円

附 則（令和5年2月27日規程第4号）

1 この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（理事長の年俸の額の特例）

2 理事長の年俸の額は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

18,829,000円